

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

千葉県公安委員会規則第12号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1項第4号ア中「第13条第1項各号に掲げる」を「第13条第1項に規定する」に改める。

第5条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「前項の駐車許可証」を「第5項の駐車許可証の交付を受けた者」に改め、「間、」の次に「当該駐車許可証（前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を」を加え、「場所に掲出」を「箇所に掲示」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定による掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

別記第4号様式の2中「第5条第7項」を「第5条第8項」に改める。

別記第4号様式の2の2中「第5条第8項」を「第5条第9項」に改める。

別記第5号様式及び第5号様式の2を次のように改める。

第5号様式（第9条の2）

[illegible]

備考

- 2 届出事項変更の場合は、①、③及び⑨の欄を記載の上、変更する届出事項欄をすべて記載すること。

第5号様式の2（第9条の2）

※新規	※変更	※解任	※署コード			※事業所コード			※副管コード		

副安全運転管理者に関する届出書

年 月 日

千葉県公安委員会様

① 届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名
〒
住 所
(電話)

副安全運転管理者を 選任・解任
届出記載事項(③・⑤・⑨・⑩)を変更 } したので
お届けします。

② 選任年月日	年 月 日			⑨ 使 用 位 置 安全運転管 理者の氏名 業種別 ⑩ 乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 ⑪ 免 許 種 別 ⑫ 解 任 氏 名 解 任 事 由	⑩ 乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 ⑪ 免 許 種 別 ⑫ 解 任 氏 名 解 任 事 由			
③ 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)				1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()			
④ 資 格	生年月日	年 月 日			1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()			
要 件	運転の管理 経験 1 年以 上	運転の経験 期間 3 年以 上	公安委員会 の 認 定		1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他 ()			
⑤ 職務上の地位	1 使用者 4 主任	2 課長以上 5 その他 ()	3 係長	⑩ 乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 ⑪ 免 許 種 別 ⑫ 解 任 氏 名 解 任 事 由				
⑥ 副安全 運転管理者 が運転免許取 得 を持ってい る場合 □ 写し添付番 号	免許の種類	取得年月日		⑩ 乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 ⑪ 免 許 種 別 ⑫ 解 任 氏 名 解 任 事 由				
⑦ 副安全運転管理 者の勤務の態様	勤 務	日勤 隔日 その他 ()		⑩ 乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 ⑪ 免 許 種 別 ⑫ 解 任 氏 名 解 任 事 由				
⑧ 副 安全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤務期間	勤務所名		⑩ 乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 ⑪ 免 許 種 別 ⑫ 解 任 氏 名 解 任 事 由				
備考	⑩ 乗 用 貨 物 大 小 大 普 計 ⑪ 免 許 種 別 ⑫ 解 任 氏 名 解 任 事 由							

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 届出事項変更の場合は、①、③及び⑨の欄を記載の上、変更する届出事項欄をすべて記載すること。

別記第 1 1 号様式の 3 を次のように改める。

第 1 1 号様式の 3 (第 1 9 条の 2 第 1 項)

運転経歴証明書交付等・再交付申請書

運転経歴証明書記載事項等変更届出書

1. 新規申請 2. 再交付申請 3. 記載変更

受付場所

千葉県公安委員会 様

申請日	年 月 日
フリガナ	
氏名	

手数料

生年月日	年 月 日	電話番号	
住所			

運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち 現に有するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード								
運転経歴証明書及び運転経歴情報記録個人番号カードのうち 手続終了後に有することを希望するもの		運転経歴証明書 ・ 運転経歴情報記録個人番号カード								
運転経歴証明書の番号						年 月 日		公安委員会交付		
運転経歴情報記録の番号						年 月 日		公安委員会記録		
変更 部分 のみ 記入	フリガナ									
	新氏名									
	新住所									
再交付申請理由		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		亡失	盗難	焼失	滅失	汚損	破損	記載・条件変更	写真変更	その他

個人番号カードの効力		有効 ・ 無効								
確認書類	・住民票 ・個人番号カード ・表示変更証明書 ・在留カード ・その他 ()					変更内容	1	2	3	4
							住所	氏名	氏・住	呼び名
免許証の番号						年 月 日		公安委員会交付		
免許情報記録の番号						年 月 日		公安委員会記録		
初回交付日交付番号		年 月 日				— 1 2 3				
取消日		年 月 日				取消番号				
						運転経歴情報記録個人番号カードの暗証番号				

別記第 1 2 号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式（第 2 0 条第 1 項）

取消処分者講習受講申請書															
年 月 日															
様															
フリガナ									生年月日	年 月 日					
氏 名															
本 籍									電 話	()					
住 所															
欠格期間満了の日	年 月 日														
取消前に取得していた免許の種類	第 一 種								第 二 種						
	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
	型	型	中	通	特	自	自	特	付	ん	型	型	通	特	ん
交付公安委員会	公安委員会														
希望する講習の車種				※講習日				年 月 日							
	四 輪	二 輪	原 付	※講習場所											
仮免許証の有無	有 ・ 無			仮免許証発行番号											
仮免許証交付公安委員会	公安委員会														
※手 数 料															

備考 1 氏名、生年月日、本籍及び住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

3 本講習の有効期間は、1 年間とする。

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式（第26条第3項）

年 月 日

千葉県公安委員会 様

住 所
届出者
氏 名

公 示 事 項 等 変 更 届 出 書

指定講習機関に関する規則第4条^{第1項}_{第3項}の規定による公示事項等の変更の届出をします。

記

- 1 特定業務を行っている事務所の名称
- 2 特定業務を行っている事務所の所在地
- 3 変更する事項（書類の内容）
- 4 変更後の事項（書類の内容）
- 5 変更日
- 6 備考

備考 届出者が法人であるときは、届出者の氏名の欄には、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 5 日から施行する。ただし、第 2 条の 3 第 1 項第 4 号アの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。